



2024年12月16日

各 位

会 社 名 株式会社ナ・デックス
代表者名 代表取締役社長 進 藤 大 資
(コード番号 7435 東証スタンダード)
問合せ先 経営管理部長 丸 山 哲 男
TEL 052-323-2211

2025年4月期半期報告書の提出期限延長に関する 承認申請書提出のお知らせ

当社は、2024年12月13日の当社取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に規定する半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を東海財務局へ本日提出することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この度は、株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる半期報告書

第75期(2025年4月期)半期報告書 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)

2. 延長前の提出期限

2024年12月16日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2025年2月14日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2024年12月9日に公表いたしました「2025年4月期第2四半期(中間期)決算発表の延期および2025年4月期半期報告書の提出期限延長の申請検討に関するお知らせ」に記載のとおり、業務委託社員により架空の商品を対象とする循環取引を行っていた疑惑が判明いたしました。当社は、特別調査委員会を設置し、本事案の全容解明には徹底的な調査を行うことが必要と判断し、弁護士および公認会計士5名で構成する特別調査委員会を立上げ、当該疑惑の詳細の把握、その他の類似事案の有無の確認などの調査を進めてまいりましたが、新たに架空の在庫の正規取引への付替えを行っていた疑惑および同業務委託社員による類似案件(以下、これらを総称して「本事案」といいます。)が認識され、引続き特別調査委員会による調査を進めております。

新たな疑惑を認識したものの、その具体的な手法、関与者の特定ができていないことから、新たな疑惑が不正に該当するか否か判断できる状況に至っておりません。このため、同疑惑も併せて本事案の全容を明らかにすべく、特別調査委員会による追加調査として、関係者に対するヒアリング、関係資料の収集、精査および分析、不正行為者の送受信メールの調査、当社従業員へのアンケートなどを実施中または実施する予定であります。かかる調査のうち、特に不正行為者の送受信メールの調査においては、データ量が多いこと、不明瞭な点が多く、多角的な視点による分析が必要であることなどにより、調査完了までには今後1ヶ月強ほどを要すると見込んでおります。そのため、その後に作成される調査報告書の受領までには、さらに相応の日数を要することが見込まれます。また本事案は、当社の2025年4月期中間期および過年度における会計処理に影響する見込みであり、特別調査委員会

の調査結果を踏まえ、訂正が必要と判断された期間に係る過年度の有価証券報告書の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書および2025年4月期半期報告書を作成し、会計監査人による監査およびレビューが必要となることを見込まれます。以上の理由により、法定提出期限である2024年12月16日までに提出することが困難であると判断し、2025年4月期半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を東海財務局へ提出することといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長が承認された場合には、速やかに公表いたします。

以 上